

平成20年度 第1回

## 芦屋市国民健康保険運営協議会

日時：平成20年11月5日（水） 午後3時～

場所：芦屋市役所 北館4階 教育委員会室

## 目次

議案第1号

出産育児一時金について

報告第1号

平成19年度国民健康保険事業報告

報告第2号

平成20年度保険料の賦課状況

その他

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

議案第1号

出産育児一時金について

### 1 出産育児一時金引上げの理由

産科医療補償制度の創設に伴い、産科医療補償制度の保険料（掛け金）が3万円であるので、出産育児一時金を現行の35万円から38万円に引上げようとするもの。

### 2 産科医療補償制度創設の背景

我が国の産科医療については、過酷な労働環境や医事紛争が多いことなどにより分娩の取扱いをやめる施設が多く、産科医療の提供が十分でない地域が生じている。さらに、産科医になることを希望する若手医師が減少していることなどの問題点が指摘されており、産科医不足の改善や、今後の産科医療提供体制の確保は、我が国の医療における優先度の高い重要な課題となっている。

こうした課題を解決し、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、産科医療補償制度の創設が求められていた。

### 3 産科医療補償制度創設の目的

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や、産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

### 4 産科医療補償制度創設の概要

#### 産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

##### 補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

##### 補償対象

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。  
出生体重2,000g以上かつ、在胎週数33週以上 身体障害者等級1・2級相当の重症者  
：先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

（※ 対象者推計数：年間概ね500～800人）

##### 補償金額

3,000万円（一時金：600万円＋分割金：2,400万円（20年間））

##### 保険料（掛金）

一分娩当たり 30,000円

##### 加入促進策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機関に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- 財団法人医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表

##### その他

- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

5 産科医療補償制度の運営主体  
財団法人 日本医療機能評価機構 産科医療補償運営部

#### 6 現時点における厚生労働省の動向

現在, 厚生労働省におきまして, 健康保険法施行令においても出産育児一時金の改正を検討されているが, 産科医療保障制度の導入を図る観点等から同制度の加入機関での出産であるか否かによって, 出産育児一時金に当該保障制度の保険金額分について差額を設ける形(出産育児一時金が35万円の場合と38万円の場合とがある)を検討されており, 厚生労働省としても出産育児一時金を一律38万円とするか, 35万円と38万円の二本立てとするか, その方向性が完全に確定している状態です。

今後, 厚生労働省における健康保険法施行令の方向性の確定(パブリックコメントを想定、11月中旬頃までには行われるのではないかと考えています。)と併せて, 国民健康保険の参考条例が発出される予定です。

# 出産育児一時金制度の見直しについて (産科補償制度関連)



## 産科医療補償制度創設に向けたこれまでの取組状況

1. 医療紛争処理のあり方検討会（自由民主党政務調査会）
  - (1) 平成18年9月7日から11月17日までに6回開催  
○主に関係者からのヒアリング
  - (2) 平成18年11月29日（第7回）
    - 「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」を公表
    - 公明党「医療事故に係る無過失補償制度とADRに関する検討ワーキングチーム」においても同様の結論
2. 産科医療補償制度運営組織準備委員会（(財)日本医療機能評価機構）
  - (1) 平成19年2月19日  
○「産科無過失補償制度創設事業」の委託契約を締結
  - (2) 平成19年2月23日から12月19日までに11回開催  
○関係者からのヒアリング及び補償制度の内容について検討
  - (3) 準備委員会に産科医療補償制度に関する調査専門委員会を設置し、平成19年4月13日から11月16日までに5回開催  
○脳性麻痺発生状況の調査、補償対象基準等を検討
  - (4) 平成20年1月23日（第12回）  
○報告書のとおりまとめ
3. 社会保障審議会
  - (1) 医療部会
    - 平成19年9月17日  
「緊急医師確保対策について（産科医療補償制度）」
    - 平成20年9月4日  
「産科医療補償制度」
  - (2) 医療保険部会
    - 平成19年9月20日  
「産科医療補償制度構築に向けてのこれまでの取組み状況」

## 産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

### 補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

### 補償対象

（※ 対象者推計数：年間概ね500～800人）

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
  - 出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上
  - 身体障害者等級1・2級相当の重症者
- 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

### 補償金額

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(20年間))

### 保険料(掛金)

一分娩当たり 30,000円

### 加入促進策

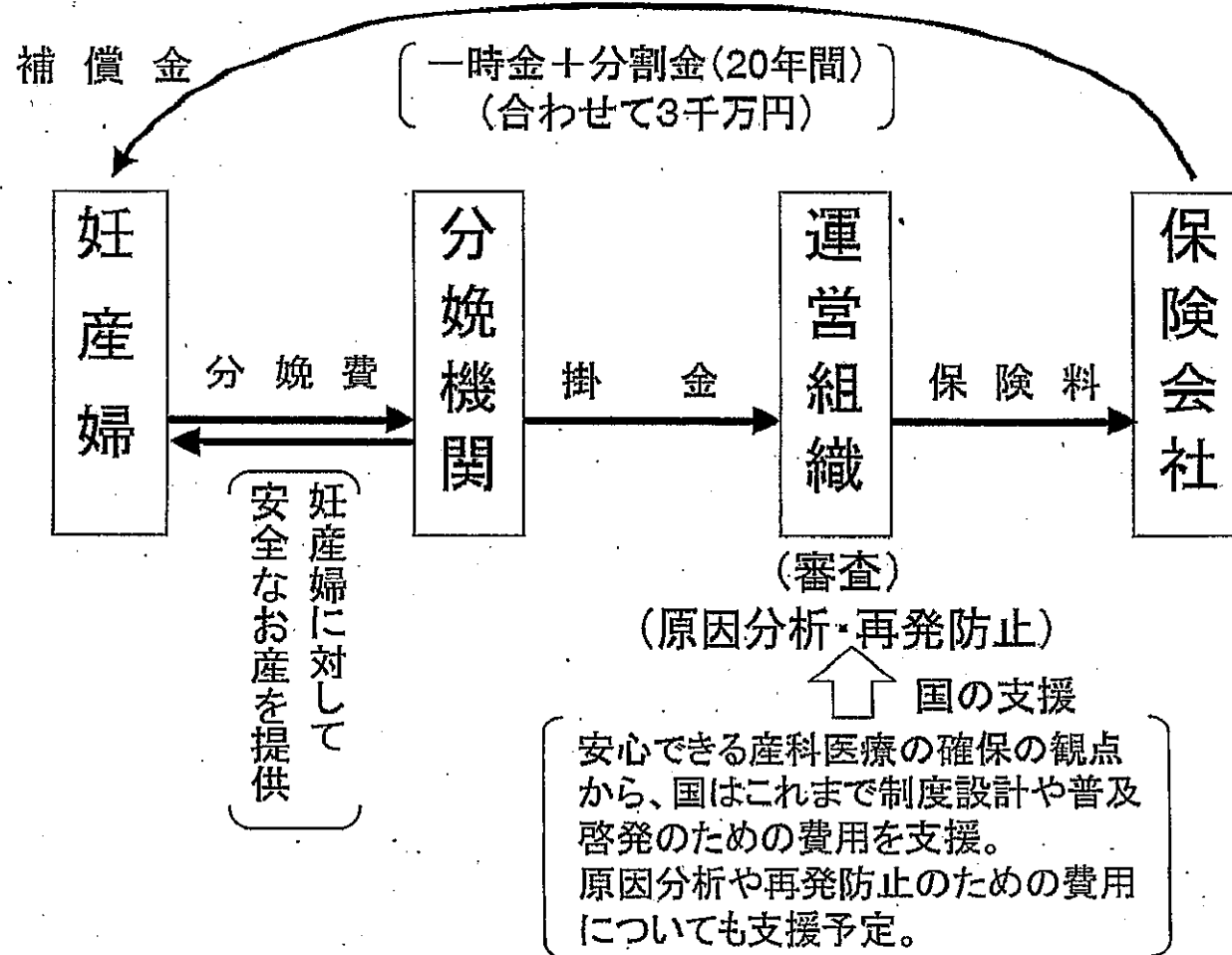
- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表

### その他

- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。



# 産科医療補償制度の概要



## 産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書 概要

### 1. 基本的な考え方

- 平成18年11月に自民党・医療紛争処理のあり方検討会においてとりまとめられた「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」に沿って、本制度創設に向けた検討を行った。
- 分娩に係る医療事故（過誤を伴う事故および過誤を伴わない事故の両方を含む。）により脳性麻痺となった児およびその家族の経済的負担を速やかに補償することともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とする。
- 産科医療の崩壊を一刻も早く阻止する観点から、民間の損害保険を活用して早急な立ち上げを図る。
- 制度未加入の分娩機関で出生した児は補償対象とならないため、原則としてすべての分娩機関が本制度に加入する必要がある。

### 2. 補償

- 分娩機関と妊産婦との間で取り交わした補償契約にもとづいて、当該分娩機関から当該児に補償金を支払う。分娩機関は補償金を支払うことにより被る損害を担保するために、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。
- 国は補償内容について標準約款で公示し、各分娩機関はこれに即して補償約款を定める。
- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とし、原則として出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者等級1・2級相当の重症者とする。ただし、先天性要因等の除外基準に該当するものを除く。
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については、分娩に係る医療事故に該当するか否かという観点から個別審査を行う。
- 補償対象者数は概ね500～800人と見込まれるが、制度設計に際しては、この推計数が地域性のある、かつ、限定された範囲のデータにもとづくことなどを踏まえ、慎重に検討する必要がある。
- 補償金の支払い方法は、看護・介護費用の一助という観点からは年金方式が望ましいが、生存曲線に関するデータ不足等から商品化が極めて困難であるため、給付総額を予め定めた一時金＋分割金方式を提言する。
- 補償水準は一時金として数百万円、分割金として総額2千万円程度を目処とし、分割金は原則として20年間、児の生存・死亡を問わず支給する。

- 補償申請者は分娩機関であり、申請の期間は原則として生後1年以降、児の満5歳の誕生日までとする。
  - 補償対象か否かは運営組織が一元的に審査する。具体的には、医学的専門知識を有する産科医等による書類審査の結果を受けて「審査委員会」が最終決定を行う。
  - 分娩機関に損害賠償責任がある場合は、本制度から支払われる補償金と損害賠償金と二重給付されることを防止するために調整を行う。
3. 原因分析・再発防止
- 紛争の防止・早期解決のために、運営組織が委嘱した産科医が医学的観点から事例の分析を行い、その結果を運営組織に設置する産科医、助産師および学識経験者等を中心に構成される「原因分析委員会」において最終確認のうえ、分娩機関と児・家族にフィードバックする。
  - 運営組織に「再発防止委員会」を設置し、原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することにより、将来の同種の医療事故の再発防止等、産科医療の質の向上を図る。
4. 運営組織
- 運営組織は、本制度の各種業務を円滑かつ全国的に行う能力を有しており、営利を目的としない公正で中立的な組織であることが必要である。
5. 制度創設時期および見直し
- 本制度は平成20年度内の創設を目指す。なお、制度発足時は収支が破綻しないよう余裕を持った設計とし、遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。
6. 広報
- 運営組織、国や地方公共団体および関係団体等は連携し、積極的な広報活動を行うことが重要である。
7. 国の支援および連携
- 国が本制度に対し、出産育児一時金の適宜引き上げ、標準約款の公示、費用の支援、加入率を高めるための施策の実施等の様々な支援を行うことが不可欠である。

産科医療補償制度運営組織準備委員会 委員名簿

- ◎ 近藤 純五郎 近藤社会保障法律事務所
- 河北 博文 日本医療機能評価機構 理事
- 飯田 修平 全日本病院協会 常任理事
- 石井 雅美 ㈱損害保険ジャパン 取締役常務執行役員
- 伊藤 雅治 全国社会保険協会連合会 理事長
- 大井 利夫 日本病院会 副会長
- 岡本 喜代子 日本助産師会 副会長
- 勝村 久司 連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員
- 加藤 尚武 京都大学名誉教授
- 木下 勝之 日本医師会 常任理事
- 行天 良雄 医事評論家
- 五阿弥 宏安 読売新聞東京本社 編集局次長
- 小林 謙毅 東京大学大学院医学系研究科 公衆衛生学 教授
- 鈴木 利廣 すざかけ法律事務所
- 高久 史磨 日本医学会 会長
- 竹嶋 康弘 日本医師会 副会長
- 野田 愛子 野田・相原・石黒法律事務所
- 保科 清 日本小児科医会 会長
- 宮澤 潤 宮澤 潤法律事務所
- 八木 孝 東京海上日動火災保険㈱ 常務取締役
- 山口 光哉 元公務員共済立川病院 診療部長

◎ 委員長、○委員長代理 (委員の記載は五十音順)

## 産科医療における無過失補償制度の枠組みについて

平成 18 年 11 月 29 日

自由民主党政務調査会

社会保障制度調査会

医療紛争処理のあり方検討会

### 1 趣旨

○ 分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。

○ このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、

- 1) 分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
- 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
- 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。

### 2 制度の運営主体

- 日本医師会との連携の下、「運営組織」を設置。
- 運営組織が、補償対象かの審査や事故原因の分析を実施。

### 3 制度の加入者

- 医療機関や助産所単位で加入。

### 4 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応

- 医療機関や助産所が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。
- 保険料の負担に伴い分娩費用が上昇した場合は、出産育児一時金での対応を検討。
- 保険料の支払いについては、医療機関や助産所にとって加入しやすいため、関係者の合意により、出産育児一時金の受取代理の仕組みを活用する。

### 5 補償の対象者

- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合とする。なお、通常の分娩の定義や障害の程度、対象者の発生件数の調査など制度の詳細な仕組みについては、事務的に検討。

### 6 補償の額等

- 補償額については、保険料額や発生件数等を見込んで適切に設定。
- 現段階では、○千万円前後を想定。

## 7. 審査及び過失責任との関係

- 運営組織が、給付対象であるかどうかの審査を行うとともに、事故原因の分析を実施。
- 事故原因等については、再発防止の観点から情報公開。
- 過失が認められた場合には、医師賠償責任保険等に求償。

## 8. 国の支援

- 産科医の確保や事故原因の分析を通じて安心できる産科医療が確保され、ひいては、少子化対策にも資することから、国は制度設計や事務に要する費用の支援を検討。

## 9. その他

- この制度は、喫緊の課題である産科医療についての補償制度の枠組みではあるが、今後、医療事故に係る届出の在り方、原因究明、紛争処理及び補償の在り方についても具体化に向けた検討を進める。

## 産科医療補償制度創設に伴う

### 出産育児一時金等の支給額の見直しについて

#### (1) 現行の取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）においては、被保険者（又は被扶養者）が出産をしたとき、出産育児一時金（又は家族出産育児一時金）として1児につき35万円を支給する。

出産費用は、助産所や医療機関によって異なることから、出産育児一時金の額は、旧国立病院における分娩費の全国平均を勘案して定めているところ。

#### 根拠条文

- 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）  
第百一条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。
- 健康保険法施行令（大正15年勅令243号）（抄）  
第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、三十五万円とする。

(※) 市町村国民健康保険にあつては条例で定めるところにより、被保険者が出産をしたとき出産育児一時金を支給することとなっている。（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条。大半の市町村において35万円と定めている。）

#### (2) 支給額の見直しについて

平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産費用の上昇が見込まれるため、同日より、出産育児一時金等の支給額を1児につき35万円から38万円に引き上げることを検討しているところ。

○ 出産育児一時金（平成17年度給付実績）

	件数 (千件)
政府管掌健康保険	410
日雇特例	0
船員保険	1
組合管掌健康保険	353
国家公務員共済組合	32
地方公務員共済組合	71
私学共済	10
国民健康保険	229
うち市町村国保	195
うち国保組合	34
保険制度計	1,106

出典： 政府管掌健康保険、日雇特例被保険者、船員保険

…「社会保険庁事業年報 平成17年度」

国家公務員共済組合…「平成17年度 国家公務員共済組合事業統計年報」

地方公務員共済組合…「平成17年度 地方公務員共済組合等事業年報」

私学共済…「私学共済制度 事業統計 平成17年度」

国民健康保険…「平成17年度 国民健康保険事業年報」



報告第1号

平成19年度国民健康保険事業報告

保険医療助成課

1 国民健康保険

(1) 国民健康保険運営協議会  
了 委員 (H20. 3. 31現在, 各代表50音順)

◎ 会長 ○ 会長代行

被保険者代表委員	医療機関代表委員	公益代表委員	被用者保険等代表委員
武田 雄三	大森 伸宏	田原 俊彦	岸本 豊
中村 厚子	鈴木 紀元	畑中 俊彦	寺前 勝見
林 睦子	藤原 靖代	○ 花岡 啓一	
藤田 芳子	若林 益郎	◎ 平馬 忠雄	

↑ 協議会開催回数 2回

(2) 国民健康保険加入状況

了 年間平均加入状況.

区分	世帯数			被保険者数				
	一般	退職	合計	一般 (老健除く)	老健	退職	合計	
19年度	3~2月 ペース	(世帯) 15,326	(世帯) 3,399	(世帯) 18,725	(人) 16,866	(人) 8,042	(人) 6,860	(人) 31,768
	4~3月 ペース	15,326	3,415	18,741	16,836	8,047	6,890	31,773
18年度	3~2月 ペース	15,438	3,076	18,514	17,157	8,272	6,277	31,706
	4~3月 ペース	15,425	3,111	18,536	17,133	8,247	6,343	31,723
前年度比	99.4%	109.8%	101.1%	98.3%	97.6%	108.6%	100.2%	

※前年度比は4~3月ペースの数値を用いています。

↑ 加入率 (H20. 3. 31現在)

区分	世帯数			人数		
	全市	国保	加入率 %	全市 (人)	国保 (人)	加入率 %
19年度	(世帯) 40,893	(世帯) 18,758	45.9	92,484	31,673	34.2
18年度	40,383	18,555	45.9	91,699	31,631	34.5
前年度比	101.3%	101.1%		100.9%	100.1%	

(3) 保険給付

ア 医療給付の状況

(7) 一般被保険者分（3～2月ベース、平均被保険者数（老人保健を除く。））

平成19年度

平均被保険者数	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分	
						他方優先	国保優先
16,866人	療養の給付	223,938件	3,777,419,749円	2,797,482,341円	838,888,677円	0円	141,048,731円
	療養費	10,260件	88,099,424円	64,596,182円	20,605,971円	0円	2,897,271円
	合計	234,198件	3,865,519,173円	2,862,078,523円	859,494,648円	0円	143,946,002円

平成18年度

平均被保険者数	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分	
						他方優先	国保優先
17,157人	療養の給付	221,268件	3,727,818,030円	2,743,788,848円	842,057,314円	0円	141,971,868円
	療養費	9,752件	84,596,798円	61,759,627円	20,413,706円	0円	2,423,465円
	合計	231,020件	3,812,414,828円	2,805,548,475円	862,471,020円	0円	144,395,333円

前年度比（平成19年度／平成18年度）

平均被保険者数	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分	
						他方優先	国保優先
98.30%	療養の給付	101.21%	101.33%	101.96%	99.62%	—	99.35%
	療養費	105.21%	104.14%	104.59%	100.94%	—	119.55%
	合計	101.38%	101.39%	102.01%	99.65%	—	99.69%

費用額 医療費の総額（保険者負担分＋一部負担金＋他方負担分）。

保険者負担分 芦屋市国民健康保険が負担するもので、費用額の7割分（3歳未満は8割分）及び高齢受給者証受給者の一部負担金を差し引いた額の合計額。

一部負担金 被保険者が医療機関において支払う金額。

国保優先分 乳幼児医療や老人医療等の福祉医療でふたんするもの。

(4) 退職被保険者等分（3～2月ベース）

平成19年度

平均 被保険者数	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分	
						他方優先	国保優先
6,860人	療養の給付	146,824件	2,771,226,532円	2,111,001,729円	609,616,130円	0円	50,608,673円
	療養費	4,632件	44,092,645円	32,810,291円	10,595,004円	0円	687,350円
	合計	151,456件	2,815,319,177円	2,143,812,020円	620,211,134円	0円	51,296,023円

平成18年度

平均 被保険者数	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分	
						他方優先	国保優先
6,277人	療養の給付	128,856件	2,417,513,751円	1,823,891,186円	540,127,282円	0円	53,495,283円
	療養費	4,042件	37,334,056円	27,831,675円	8,933,028円	0円	569,353円
	合計	132,898件	2,454,847,807円	1,851,722,861円	549,060,310円	0円	54,064,636円

前年度比（平成19年度／平成18年度）

平均 被保険者数	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分	
						他方優先	国保優先
109.29%	療養の給付	113.94%	114.63%	115.74%	112.87%	—	94.60%
	療養費	114.60%	118.10%	117.89%	118.60%	—	120.72%
	合計	113.96%	114.68%	115.77%	112.96%	—	94.88%

費用額 医療費の総額（保険者負担分＋一部負担金＋他方負担分）。  
 保険者負担分 芦屋市国民健康保険が負担するもので、費用額の7割分（3歳未満は8割分）  
 及び高齢受給者証受給者の一部負担金を差し引いた額の合計額。  
 一部負担金 被保険者が医療機関において支払う金額。  
 国保優先分 乳幼児医療や老人医療等の福祉医療でふたんするもの。

イ 任意給付の状況

平成19年度

区分	件数	給付額
出産育児一時金（1件30万円）	1件	300,000円
出産育児一時金（1件35万円）	134件	46,900,000円
葬祭費（1件5万円）	569件	28,450,000円
その他（精神結核医療付加金）	2,853件	3,836,229円
合計	3,557件	79,486,229円

平成18年度

区分	件数	給付額
出産育児一時金（1件30万円）	73件	21,900,000円
出産育児一時金（1件35万円）	60件	21,000,000円
葬祭費（1件5万円）	523件	26,150,000円
その他（精神結核医療付加金）	3,506件	4,472,279円
合計	4,162件	73,522,279円

対前年比（平成19年度／平成18年度）

区分	件数	給付額
出産育児一時金	101.50%	110.02%
葬祭費	108.80%	108.80%
その他（精神結核医療付加金）	81.37%	85.78%
合計	85.46%	108.11%

(4) 保険料  
ア 賦課割合及び料率等

区分	賦課割合		賦課標準	料率		前年度比
	19年度	18年度		19年度	18年度	
所得割	50%	50%	前年の基準総所得金額	6.5%	6.5%	—
均等割	35%	35%	一人につき	33,120円	33,360円	-240円
平等割	15%	15%	一世帯につき	23,280円	23,760円	-480円

(7) 医療分

区分	賦課割合		賦課標準	料率		前年度比
	19年度	18年度		19年度	18年度	
所得割	50%	50%	前年の基準総所得金額	1.9%	2.4%	-0.5%
均等割	35%	35%	一人につき	9,840円	9,960円	-120円
平等割	15%	15%	一世帯につき	5,400円	5,520円	-120円

イ 調定状況

介護納付金の世帯数、被保険者数は再掲

区分	調定額 円	世帯数 世帯	被保険者数 人	一世帯当たり 保険料 円	
				一人当たり 保険料 円	前年度比
医療保険分					
一般被保険者	現年度分 2,021,169,484	15,326	24,883	131,878	81,227
滞納繰越分	548,227,148	/	/	/	/
退職被保険者	現年度分 743,633,157	3,415	6,890	217,755	107,929
滞納繰越分	33,588,491	/	/	/	/
介護保険分					
一般被保険者	現年度分 173,038,673	5,393	6,765	32,086	25,579
滞納繰越分	64,537,311	/	/	/	/
退職被保険者	現年度分 53,930,431	1,586	2,065	34,004	26,116
滞納繰越分	4,320,654	/	/	/	/
合計					
18年度	現年度分 2,991,771,745	18,741	31,773	159,638	94,161
滞納繰越分	650,673,604	/	/	/	/
合計	3,642,445,349	/	/	/	/
18年度	現年度分 3,001,934,370	18,536	31,723	161,952	94,630
滞納繰越分	649,731,247	/	/	/	/
合計	3,651,665,617	/	/	/	/
前年度比	現年度分 99.7%	101.1%	100.2%	98.6%	99.5%
滞納繰越分	100.1%	/	/	/	/
合計	99.7%	/	/	/	/

ウ 低所得世帯保険料軽減状況

(7) 医療分

区分	均等割・平等割			所得割			軽減額の合計
	世帯数 世帯	被保険者数 人	軽減額 円	世帯数 世帯	被保険者数 人	軽減額 円	
7割軽減	6,933	9,148	325,067,400	—	—	—	325,067,400
5割軽減	485	1,281	26,858,760	—	—	—	26,858,760
2割軽減	1,241	2,236	20,589,360	3,374	5,990	60,410,467	80,999,827
合計	8,659	12,665	372,515,520	3,374	5,990	60,410,467	432,925,987
18年度合計	8,260	12,307	362,588,400	3,172	5,644	57,615,350	420,203,750
前年度比	104.8%	102.9%	102.7%	106.4%	106.1%	104.9%	103.0%

## (4) 介護分

区分	均等割・平等割			所得割			軽減額の合計
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額	
7割軽減	2,080	2,316	23,815,008				23,815,008
5割軽減	280	378	2,615,760				2,615,760
2割軽減	561	703	1,989,384				1,989,384
合計	2,921	3,397	28,420,152				28,420,152
18年度合計	2,861	3,336	28,093,128	-	-	-	28,093,128
前年度比	102.1%	101.8%	101.2%				101.2%

## 工 保険料減免状況

区分	1号(災害)		2号(所得減)		3号(その他)		合計	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
19年度	-	-	335	11,713,533	3	61,509	338	11,775,042
18年度	-	-	349	11,757,790	1	10,890	350	11,768,680
前年度比	-	-	96.0%	99.6%	300.0%	564.8%	96.6%	100.1%

## 才 収納状況

区分	調定額 円		収納額 円		還付未済額 円		収納率 %	
	現年度分	滞納繰越分	現年度分	滞納繰越分	現年度分	滞納繰越分	現年度分	滞納繰越分
医療保険分	2,021,169,484	548,227,148	1,834,160,997	118,996,197	288,676	88,534	90.73	21.69
一般被保険者	173,038,673	64,537,311	149,110,543	13,889,393	53,294	14,146	86.14	21.47
退職被保険者	33,588,491	743,633,157	12,154,508	730,193,627	-	56,249	36.19	98.19
介護納付金	4,320,654	53,930,431	1,450,905	52,682,604	-	17,151	33.58	97.65
合計	2,991,771,745	650,673,604	2,766,147,771	146,471,003	415,370	102,680	92.44	22.49
18年度	3,642,445,349	649,731,247	2,912,618,774	157,194,743	679,260	69,440	79.95	24.18
前年度比	99.7%	100.1%	99.7%	93.2%	147.9%	68.1%	+0.47%	-1.69%
	99.7%	100.1%	99.8%	99.8%	76.3%	76.3%	+0.04%	

※収納率は収納額から還付未済額を差し引きして算出

(5) 保険財政決算状況  
ア 全被保険者分

歳入		歳出	
項目	金額	項目	金額
保険料		保険総務費	175,555,171
医療給付費分	2,695,505,329		
介護納付金分	217,113,445		
小計	2,912,618,774		
事務費用庫負担金	-	療養給付費	4,925,778,741
療養給付費等負担金	1,520,485,192	療養費	97,335,073
高額医療費共同事業負担金	33,819,345	小計	5,023,113,814
普通調整交付金	23,248,000	高額療養費	393,781,871
特別調整交付金	14,507,425	移送費	-
特別対策費補助金	3,000,000	任意給付費	79,486,229
小計	1,595,059,962	審査手数料	18,231,901
療養給付費交付金	2,235,098,849	小計	491,500,001
具支出金	353,793,345	医療費拠出金	1,533,033,886
高額医療費共同事業交付金	124,215,877	事務費拠出金	29,397,063
保険財政共同安定化事業交付金	557,403,509	老人保健拠出金	1,562,430,949
一般会計繰入金	908,443,348	介護納付金	438,364,200
基金繰入金	-	高額医療費共同事業拠出金	133,821,834
小計	908,443,348	保険財政安定化事業拠出金	601,265,963
繰越金	7,000,000	保健事業費	19,805,339
その他の収入	32,830,965	基金等積立金	33,000
		公債費	-
		その他の支出	119,170,855
		繰上充用金	110,912,000
歳入合計	8,726,464,629	歳出合計	8,675,973,126
18年度合計	7,759,084,284	18年度合計	7,862,996,284
前年度比	112.5%	前年度比	110.3%
※ 歳入歳出差引計 50,491,503 円 ※ 円滑導入金 国・調整交付金を含む			

イ 退職被保険者等分(再掲)

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
医療給付費分	742,348,135	療養給付費	2,116,723,912
介護納付金分	54,133,509	療養費	32,749,491
小計	796,481,644	高額療養費	151,240,176
療養給付費交付金	1,890,888,667	移送費	-
療養給付費交付金繰越額	-	小計	2,300,713,579
その他の収入	6,471,131	その他の支出	663,560
歳入合計	2,693,841,442	歳出合計	2,301,377,139
18年度合計	1,987,988,587	18年度合計	1,985,231,722
前年度比	135.5%	前年度比	115.9%

※ 歳入歳出差引計 392,464,303 円



報告第2号

平成20年度保険料の賦課状況

平成20年度 賦課総額の算定 (条例第9条の3による 医療給付費分)

2008/10/27

第1号に掲げる見込額 (支出予定額)

単位 千円

項目	平成20年度 料率算定時	平成20年度 当初予算額	平成19年度 決算見込額	対当初増減額
1 療養の給付に要する費用(一般分) (保険者負担額)	5,115,337	4,879,642	3,123,712	235,695
(1) 療養給付費	4,743,192	4,343,731	2,816,584	399,461
(2) 療養費		93,766	64,586	-93,766
(3) 高額療養費	372,145	442,145	242,542	-70,000
2 前期高齢者交付金事務費拠出金	1,060	760	0	300
	1,060	760		
2 老人医療費拠出金の納付に要する費用	265,499	328,667	1,533,034	-63,168
				0
3 保健事業に要する費用	79,495	79,495	19,806	0
4 その他の事業に要する費用	855,428	855,428	839,085	0
(1) 審査手数料	19,353	19,353	18,232	0
(2) 任意給付費	62,050	62,050	79,487	0
(3) 共同事業拠出金	767,524	767,524	735,088	0
(4) 償還金等	6,501	6,501	6,278	0
5 基金積立金	56	56	33	0
(1) 基金積立金(繰越金)	56	56	33	0
6 予備費	15,000	15,000	0	0
合計	6,330,815	6,158,288	5,515,670	172,527

平成20年度当初予算時

賦課総額	千円 ( 支出	-	収入	) ÷	予定収納率
1,867,926	= (	6,158,288	-	4,458,475	) ÷ 91%

平成20年度料率算定時

賦課総額	千円 ( 支出	-	収入	) ÷	予定収納率
1,765,249	= (	6,330,815	-	4,724,438	) ÷ 91%

平成19年度決算見込

賦課総額	千円 ( 支出	-	収入	) ÷	予定収納見込率
2,345,036	= (	5,515,670	-	3,381,687	) ÷ 91%

平成20年度 賦課総額の算定 (条例第9条の3による 医療給付費分)

2008/10/27

第2号に掲げる額(収入見込額)

単位 千円

項目	平成20年度 料率算定時	平成20年度 当初予算額	平成19年度 決算見込額	対当初増減額
1 負担金	1,297,596	1,109,571	1,405,450	188,025
(1) 療養給付費等負担金	1,200,418	975,131	966,421	225,287
(2) 老健医療費拠出金負担金	63,805	101,067	405,210	-37,262
(3) 高額医療費共同事業負担金	33,373	33,373	33,819	0
2 調整交付金	294,191	218,340	350,529	75,851
(1) 普通調整交付金(国)	0	22,840	40,755	-22,840
(5) 県調整交付金	294,191	195,500	309,774	98,691
3 前期高齢者交付金	1,675,416	1,671,440	0	3,976
	1,675,416	1,671,440	0	3,976
4 退職被保険者等に係る老健拠出金 及び前期高齢者交付金相当額	213,393	213,393	344,210	0
	213,393	213,393	344,210	0
5 県補助金	43,573	45,883	44,019	-2,310
(1) 高額医療費共同事業負担金	33,373	33,373	33,819	0
(2) 保険事業県補助金	10,200	12,510	10,200	-2,310
6 特定健診・県負担金	17,388	17,388	0	0
	17,388	17,388	0	0
7 一般会計繰入金	377,601	377,180	411,323	421
(1) 基盤安定被保険者支援分	48,465	48,465	76,675	0
(2) 出産育児一時金分	32,666	32,666	31,466	0
(3) 財政安定化支援事業分	33,463	33,463	27,644	
(3) その他	263,007	262,586	275,538	421
ア 保健事業費	58,807	58,807	18,601	0
イ 審査手数料(任給分)	19,353	19,353	18,231	0
ウ 高額療養費	70,000	69,579	65,677	421
エ 任意給付費(出産・葬祭)	24,584	24,584	44,183	0
オ 付加給付分(旧結核・精神)	4,800	4,800	4,473	0
カ 財政安定化支援事業調整分	56,909	56,909	40,541	0
キ 地方単独事業に係る国補助削減分	11,080	11,080	15,010	0
ク 市単独事業分(減免等)	17,474	17,474	68,822	0
5 その他の収入	805,280	805,280	826,156	0
(1) 共同事業交付金	680,424	680,424	681,619	0
(2) 基金からの繰入金				0
(3) 財産収入	56	56	55	0
(4) その他の収入	14,800	14,800	25,486	0
(5) 連合会補助金		0		0
(6) 過年度分保険料収入	110,000	110,000	118,996	0
6 前年度からの繰越金(実質収支)	0	0		0
合計	4,724,438	4,458,475	3,381,687	265,963

平成20年度 料率の算定(条例第13条 医療保険分)

収納率91%による料率算定

被保険数, 世帯数は, 平成20年4月1日現在

2008/10/27

1	賦課総額	1,765,249 千円		
2	賦課割合	応能割 50%	応益割 50%	
		882,625 千円	882,625 千円	
3	賦課額	所得割 50%	被保険者均等割 35%	世帯別平等割 15%
		882,625 千円	617,837 千円	264,787 千円
4	一般被保険者数, 世帯数(賦課期日現在)	*****	22,632 人	13,508 世帯
5	1人, 1世帯当たり賦課額 (3/4)	*****	27,299 円	19,602 円

予定料率による賦課状況

(差)

61 円

78 円

6	予定料率	5.1 %	27,360 円	19,680 円
7	予定料率による賦課総額 千円		1,761,858 千円	
	基準総所得	876,809 千円	619,212 千円	265,837 千円
	賦課割合	49.77 %	35.15 %	15.09 %
8	軽減額		169,982 千円	
		千円	105,946 千円	64,036 千円
9	調定額 (7-8)		1,591,876 千円	
		876,809 千円	513,266 千円	201,801 千円
10	実質賦課割合	55.08 %	32.24 %	12.68 %

11	前年度の料率	6.5 %	33,120 円	23,280 円
12	引き上げ率・額 (6-12)	-1.4 %	-5,760 円	-3,600 円

調定額

	1人当たり	1世帯当たり
20年度予定	70,337 円	117,847 円
19年度当初賦課	80,445 円	130,637 円
対前年度	-10,108 円	-12,790 円
引き上げ	-12.56 %	-9.79 %

平成20年度 後期高齢者支援金等賦課総額の算定

(条例第13条の6の2)

単位 千円

項目	金額	当初予算
第1号 支出予定額		
後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額		
平成20年度概算納付金の見込額	881,025 千円 ((A)-(B))	950,647
(A) 平成20年度概算給付費納付金額	881,025 円	
(B) 平成18年度概算納付金精算額	0 円	
第2号 収入予定額	410,390	534,095
(1) 療養給付費等負担金	250,712,000 円	248,354
(2) 基盤安定保険者支援分	11,721,000 円	11,721
(3) 調整交付金	10,000,000 円	10,000
(4) 都道府県調整交付金	44,243,000 円	43,827
(5) 退職被保険者等に係る後期支援金相当額	93,576,000 円	193,238
(6) 一般会計繰入金	138,000 円	26,955
(7) その他国保事業に要する収入	0 円	0
(8) 過年度分保険料収入	0 円	0

平成20年度賦課総額 (相率算定時)							
賦課総額	千円	(	支出予定	-	収入予定	) ÷	予定収納率
517,181	=	(	881,025	=	410,390	) ÷	0.91
当初予算時							
457,749	=	(	950,647	=	534,095	) ÷	0.91

平成20年度 料率の算定(条例第13条の6の2 後期高齢者支援金等分)  
 被保数, 世帯数は, 平成20年4月1日現在

収納率91%による料率算定  
 2008/10/27

1 賦課総額	517,181 千円		
2 賦課割合	応能割 50% 258,591 千円	応益割 50% 258,591 千円	
3 賦課額	所得割 50%	被保険者均等割 35%	世帯別平等割 15%
	258,591 千円	181,013 千円	77,577 千円
4 一般被保険者数, 世帯数(賦課期日現在)	*****	22,632 人	13,508 世帯
5 1人, 1世帯当たり賦課額 (3/4)	*****	7,998 円	5,743 円

予定料率による賦課状況 (差)		42 円	17 円
6 予定料率	1.6 %	8,040 円	5,760 円
7 予定料率による賦課総額 千円		516,536 千円	
基準総所得	256,769 千円	181,961 千円	77,806 千円
賦課割合	49.71 %	35.23 %	15.06 %
8 軽減額		49,875 千円	
		千円	31,133 千円
9 調定額 (7-8)		466,661 千円	
	256,769 千円	150,828 千円	59,064 千円
10 実質賦課割合	55.02 %	32.32 %	12.66 %

11 前年度の料率	0.0 %	0 円	0 円
12 引き上げ率・額 (6-12)	皆増 %	皆増 円	皆増 円

調定額

	1人当たり	1世帯当たり
20年度予定	20,620 円	34,547 円
19年度当初賦課	0 円	0 円
対前年度	皆増 円	皆増 円
引き上げ	#VALUE! %	#VALUE! %

平成20年度 介護納付金賦課総額の算定

(条例第13条の7)

単位 千円

項 目	金額	当初予算
第1号 支出予定額		
介護納付金の納付に要する費用の額		
平成20年度概算介護給付費納付金の見込額	394,196 千円 ((A)-(B))	395,299
(A) 平成20年度概算介護給付費納付金額	445,753,973 円	
(B) 平成18年度概算介護給付費納付金精算額	51,557,860 円	
第2号 収入予定額	196,163	187,298
(1) 療養給付費等負担金	124,026,000 円	120,961
(2) 基盤安定保険者支援分	4,986,000 円	4,986
(3) 調整交付金	30,000,000 円	30,000
(4) 都道府県調整交付金	23,651,000 円	23,651
(5) その他国保事業に要する収入	0 円	0
(6) 過年度分保険料収入	13,500,000 円	7,700

平成20年度賦課総額 (料率算定時)

賦課総額	千円	(	支出予定	=	収入予定	) ÷	予定収納率
225,037		=	394,196	=	196,163	) ÷	0.88
当初予算時							
236,364		=	395,299	=	187,298	) ÷	0.88

平成20年度 料率の算定(条例第13条の10)  
介護保険分 被保数, 世帯数は, 平成20年4月1日現在

収納率88%による料率算定  
2008/10/27

1	賦課総額	225,037 千円		
2	賦課割合	応能割 50% 112,519 千円	応益割 50% 112,519 千円	
3	賦課額	所得割 50% 112,519 千円	被保険者均等割 35% 78,763 千円	世帯別平等割 15% 33,756 千円
4	一般被保険者数, 世帯数(賦課期日現在)	*****	8,774 人	6,957 世帯
5	1人, 1世帯当たり賦課額 (3/4)	*****	8,977 円	4,852 円

予定料率による賦課状況		(差)	-97 円	-52 円
6	予定料率	1.7 %	8,880 円	4,800 円
7	予定料率による賦課総額 基準総所得 賦課割合	千円	223,465 千円	
		112,158 千円	77,913 千円	33,394 千円
		50.19 %	34.87 %	14.94 %
8	軽減額		17,202 千円	
		千円	11,801 千円	5,401 千円
9	調定額 (7-8)		206,263 千円	
		112,158 千円	66,112 千円	27,993 千円
10	実質賦課割合	54.38 %	32.05 %	13.57 %

11	前年度の料率	1.9 %	9,840 円	5,400 円
12	引き上げ率・額 (6-12)	-0.2 %	-960 円	-600 円

調定額

	1人当たり	1世帯当たり
20年度予定	23,508 円	29,648 円
19年度当初賦課	25,264 円	31,369 円
対前年度 引き上げ	-1,756 円 -6.95 %	-1,721 円 -5.49 %

その他



芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成20年7月1日現在

	氏名	勤務先(出身団体)及び役職	備考
被保険者	武田 雄三	弁護士	
	中村 厚子	主婦	
代 表	林 睦子	主婦	
	藤田 芳子	自営業(藤田青果店)	
医療機関	大森 伸宏	芦屋市医師会 理事	大森医院 院長
	鈴木 紀光	芦屋市医師会 会長	鈴木小児科 院長
	仁科 睦美	芦屋市薬剤師会 会長	芦神薬局代表
	若林 益郎	芦屋市歯科医師会 会長	若林歯科医院 院長
	董村 啓二郎	芦屋市議会民生文教常任委員長	
公益代表	堀野 良三	芦屋市議会 議長	
	花岡 啓一	無職	前芦屋市収入役
	平馬 忠雄	兵庫県国際交流協会 監事	前兵庫県国民健康保険団体連合会専務理事
被 用 者 保 險 代 表	岸本 豊	コープこうべ健康保険組合常務理事	
	木村 美保	神戸地方検察庁支部会計課共済係長	